

〔資料編〕

資 料 目 次

資料①	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）（抜粋）	38
資料②	環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）（抜粋）	42
資料③	「浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成 19 年環境省告示第 64 号）（抜粋） ..	44
資料④	「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和 2 年 3 月 2 日付け環循適発第 2003027 号環境大臣決定）（抜粋）	45
資料⑤	「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」（令和 2 年 3 月 5 日付け環循適発第 20030518 号環境省環境再生・資源循環局長通知）（抜粋）	57
資料⑥	「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」（令和 2 年 3 月 5 日付け環循適発第 20030519 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知）（抜粋）	57
資料⑦	「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和 5 年 5 月 25 日付け環循適発第 2305255 号環境省環境再生・資源循環局長通知）（抜粋）	59
資料⑧	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（抜粋）	60
資料⑨	「埼玉県の浄化槽台帳整備」（令和 5 年 3 月 22 日全国浄化槽行政担当者会議資料）（抜粋）	60

資料① 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

一の二・二 （略）

三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五～七 （略）

八 浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。

九 浄化槽清掃業者 第三十五条第一項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。

十・十一 （略）

十二 特定行政庁 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三十五号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

（浄化槽によるし尿処理等）

第三条 （略）

第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。）を設置してはならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画において定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定（前条第二項、前項及び第五十一条の規定を除く。）の適用については、浄化槽とみなす。

（設置等の届出、勧告及び変更命令）

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項、第十二条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府

県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第十二条の四第二項、第五章、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2～5 （略）

（設置後等の水質検査）

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（保守点検）

第八条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

（清掃）

第九条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以

下「技術管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。

- 3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

(定期検査)

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

- 2 第七条第二項の規定は、前項本文の水質に関する検査について準用する。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(浄化槽台帳の作成)

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域（保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。）に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の実施状況

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前二項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(報告徴収、立入検査等)

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

一 浄化槽管理者

二・三 (略)

四 浄化槽清掃業者

五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

六 指定検査機関

七・八 (略)

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議会)

第五十四条 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、環境省令で定めるところにより、当該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会（次項及び第三項において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(指定検査機関)

第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の業務を行う者を指定する。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を公示しなければならない。

3 第一項の指定の手続その他指定検査機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

附 則

(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し必要な事項は、環境省令で定める。

5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

資料② 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）（抜粋）

(設置後等の水質検査の内容等)

第四条 法第七条第一項の環境省令で定める期間は、使用開始後三月を経過した日から五月間とする。

2 法第七条第一項の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

3 浄化槽管理者は、設置後等の水質検査に係る手続きを、当該浄化槽を設置する浄化槽工事業者に委託することができる。

(設置後等の水質検査の報告)

第四条の二 法第七条第二項の規定による報告は、毎月末までに、その前月中に実施した設置後等の水質検査について行わなければならない。

2 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置後等の水質検査を行つた年月日

二 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

三 設置場所

四 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けている浄化槽にあつては、当該浄化槽

を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称

五 浄化槽工事及び保守点検を行つた者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行つた場合にあつては、当該清掃を行つた者の氏名又は名称を含む。）

六 設置後等の水質検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあつては、その原因を含む。）

（保守点検の時期及び記録等）

第五条 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

2 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第十条第三項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

3～9 （略）

（保守点検の回数の特例）

第六条 みなし浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	三月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	二月
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	一月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式又は単純ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以下の浄化槽	三月
	三 処理対象人員が三〇一以上の浄化槽	二月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		六月

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。

2～5 （略）

（清掃の回数の特例）

第七条 法第十条第一項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。

（定期検査の内容等）

第九条 法第十一条第一項の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大臣が定めるところによるものとする。

2 浄化槽管理者は、定期検査に係る手続きを、当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う者に委託することができる。

（定期検査の報告）

第九条の二 第四条の二の規定は、法第十一条第二項において準用する法第七条第二項の規定による報告について準用する。この場合において、第四条の二中「設置後等の水質検査」とあるのは「定期検査」と、同条第二項第五号中「浄化槽工事及び保守点検を行つた者の氏名又は名称（設置後等の水質検査の前に清掃を行つた場合にあつては、当該清掃を行つた者の氏名又は名称を含む。）」とあるのは「前回の定期検査（定期検査を受けたことのない浄化槽にあつては、設置後等の水質検査）の後に保守点検及び清掃を行つた者の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

（浄化槽台帳の作成）

第五十七条の二 法第四十九条第一項第三号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項
 - 二 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項
 - 三 保守点検の実施状況に関する事項
 - 四 清掃の実施状況に関する事項
 - 五 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項
- 2 浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者に委託することができる。

（協議会）

第五十七条の三 都道府県及び市町村は、協議会を組織するに当たっては、当該協議会の組織が、地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

資料③ 「浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成19年環境省告示第64号）（抜粋）

（検査）

第一条 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第七条検査」という。）及び法第十一条第一項に規定する水質に関する検査（以下「第十一条検査」という。）は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての外観検査（以下「外観検査」という。）、浄化槽の放流水等についての水質検査（以下「水質検査」という。）並びに浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査（以下「書類検査」という。）とする。

（第七条検査）

第二条 第七条検査の外観検査は、次の各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

- 一 設置状況
- 二 設備の稼働状況
- 三 水の流れ方の状況
- 四 使用の状況
- 五 悪臭の発生状況

六 消毒の実施状況

七 蚊、はえ等の発生状況

2 第七条検査の水質検査は、次の各号に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。

一 水素イオン濃度

二 活性汚泥沈殿率（活性汚泥方式の浄化槽に限る。）

三 溶存酸素量（環境省関係浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第一条第三号に規定するみなし浄化槽のうち散水ろ床方式及び腐敗タンク方式であるものを除く。）

四 透視度

五 塩化物イオン濃度（規則第一条第三号に規定するみなし浄化槽に限る。）

六 残留塩素濃度（放流水の消毒に塩素剤を使用する浄化槽に限る。）

七 生物化学的酸素要求量

3 第七条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

（第十一条検査）

第三条 第十一条検査の外観検査は、前条第一項各号に掲げる項目について、浄化槽の設置の状況の観察、浄化槽の内部の目視その他必要な方法により行うものとする。

2 第十一条検査の水質検査は、前条第二項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる項目について、別表に掲げる方法により行うものとする。

3 第十一条検査の書類検査は、浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類について行うものとする。

4 第十一条検査は、当該検査を行う地域を管轄する都道府県知事が認める場合には、当該検査の一部（前条第二項第七号の項目についての検査を除く。）を行わないことができる。

資料④ 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和2年3月2日付け
環循適発第2003027号環境大臣決定）（抜粋）

はじめに

（略）

令和元年6月19日に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）において、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）について、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が除却等の助言又は指導、勧告、命令を行うことができる規定が設けられた。都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し適切な措置を講ずべきであるが、これらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第3号）による改正後の環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以

下「規則」という。) 附則第2項の規定に基づき、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」(以下「指針」という。)を定めるものである。

本指針は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各地方公共団体において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等により特定既存単独処理浄化槽に対応することが適当である。(略)

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽

特定既存単独処理浄化槽は、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものと定義されている(法附則第11条第1項)。

2. 具体の事案に対する措置の検討

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導(法附則第11条第1項)、勧告(同条第2項)及び命令(同条第3項)することができるとともに、命令に違反した者については30万円以下の罰金に処せられる(同条第5項)。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑が科せられる(同条第6項)。

法に定める特定既存単独処理浄化槽として、法の規定を適用する場合は、法附則第11条に基づく助言又は指導、勧告及び命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。

なお、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽の措置の対象となり得る。

(2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断

特定既存単独処理浄化槽のみならず、それ以外の既存単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じており、時間の経過とともに浄化槽自体の劣化が進行して特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれも高まる。このことから、特定既存単独処理浄化槽に該当しない既存単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換を進めていくことが必要である。

特定既存単独処理浄化槽として法附則第11条に定める措置を実施するためには、第2章を参考に、立入検査を実施して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要があるが、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、自主的な転換を進めることが重要であり、

- ・浄化槽管理者に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない

- ・経済的な負担から対策を躊躇している

等の場合には、状況に応じて、浄化槽関連業者の紹介や、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への交換の予算制度の紹介等により、転換を進めることも考えられる。

このような自主的な転換は、これまでも進められてきているところであり、平成12年改正法附則第3条で転換の努力義務が課せられているものであって、当然のことながら特定既存単独処理浄化槽との判定を待たずに実施できるものである。法第54条の規定により地方公共団体が組織する協議会なども活用しながら、自主的な転換を行うよう、浄化槽管理者の理解を求めることが重要である。

（３）11条検査と立入検査の関係

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は法に基づき受検の義務づけがなされていることから、浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

都道府県知事は、11条検査の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、受検確保のために必要な助言及び指導を行うことができる（法第12条の2第1項）。また、浄化槽管理者が11条検査を受検していない場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、11条検査を受検すべき旨の勧告をすることができ（同条第2項）、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第3項）。命令に違反した者については30万円以下の過料に処せられる（法第66条の2）。

11条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、検査内容としては重なる部分も多い。11条検査を受検している浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に11条検査の実施を求める必要がある。

他方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に照らして、悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら11条検査を実施するのを待つのは適切ではない。そのような場合には、11条検査の受検を求める手続と並行して、行政自ら立入検査を実施することで、特定既存単独処理浄化槽の措置を迅速に講ずることが考えられる。

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに際しては、既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、当該既存単独処理浄化槽がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定既存単独処理浄化槽は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判定することはなじまない。特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるか否かについては、下記1.を参考に特定既存単独処理浄化槽と認められる既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判定されるべきものである。なお、その際、下記2.の情報を根拠とするほか、法第54

条に基づく協議会等において意見を聞くことも考えられる。

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。

既存単独処理浄化槽が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は一律とする必要はないが、別紙1、別紙2を参考に、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性があり、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。

周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接している場合等は、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、除却を行い合併処理浄化槽に交換するか、補修や附帯設備の交換により既存単独処理浄化槽として使用し続けるか、その後の対応も含めて判定することになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて既存単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられるが、この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備の破損、変形、脱落等が再発したりすることによって、周辺環境への影響が懸念される事態になり緊急性が高まることがありえる。

このようなことから、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。なお、その際には合併処理浄化槽へ転換した場合の費用との関係性も留意する必要がある。

特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方については別紙3に示す。

2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による11条検査の結果が最も重要である。11条検査は浄化槽法に基づき受検の義務づけがなされていることから浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

11条検査を受検している浄化槽については、その結果の報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。

11条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報（設置年、処理方式等）や管理情報（保守点検、清掃））、協議会や報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して法第53条に基づく立入検査を行うこと。スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

- 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式（全ばっ気型、腐敗タンク型等）の既存単独処理浄化槽について着目すること。
- 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいものについて着目すること。
- 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。

なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村と連携すること。また、11条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

第3章 参考となる一般的な考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置は、行政指導である助言又は指導（法附則第11条第1項）及び勧告（同条第2項）と、不利益処分である命令（同条第3項）とに大別される。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事前準備として、第2章2.に記載したとおり、浄化槽台帳（法第49条）に集積された情報、協議会（法第54条）や報告徴収制度（法第53条第1項）を通じて得た情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定を行い、立入検査（法第53条第2項から第4項）を行って特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行う。

（略）

（2）指定検査機関との連携

特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行うためには専門的知識が必要であることから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意いただいた場合には、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。

（略）

〔別紙 1〕 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

＜外形的状況や性能状況＞

①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	・ 浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・ 隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・ 漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・ 現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食・劣化がある。
水平の狂い	・ 水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・ 水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・ 水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。

②その他の項目

項目	参考となる事項
浄化槽の内部設備	・ 各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。 ・ 構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は、破損・浮上・脱落等が生じている。
平面酸化床、散水ろ床	・ 著しい破損がある。 ・ 破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。 ・ 剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。
ばっ気装置	・ 適切な水流が確保されていない。
消毒装置	・ 消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 ・ 薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、放流管渠	・ 定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・ 流入升において、逆流や溢流がある。 ・ 放流先等からの逆流がある。 ・ 著しい破損または漏水がある。

＜周辺環境への影響＞

③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が4度（4 cm）未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。

井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。
---------	---------------------------------

〈参考となる情報〉

④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体又は内部設備（②その他の項目に係る附帯設備を含む）で補修や部品の交換を行った実績がある。
浄化槽の構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

〔別紙 2〕 判定の考え方

「そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある状態にあると認められるもの」であることを判定する際は、以下の 1. 若しくは 2. に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当、かつ 3. に掲げる周辺環境への影響に該当するか否かにより判定する。以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

1. 重要項目

浄化槽本体の外見的形状が保持できず、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えることが明らかである項目として、以下の（イ）又は（ロ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

（イ）浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況	
浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。 ・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食又は劣化がある。

【切迫性の考え方】

- ・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・旧構造基準（昭和 44 年建設省告示第 1726 号）に基づく FRP 製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の 30 年^{※1}を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。
- ・旧構造基準（昭和 44 年建設省告示第 1726 号）に基づく鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が 50 年^{※2}であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高い

ことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。 ※1 FRP 製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育センター 小川浩、大森英昭） ※2 下水道事業の手引きより抜粋（監修／国土交通省水管理・国土保全局 下水道部）	
【措置の考え方】 ・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所で何らかの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。 ・FRP 製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 ・鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部鉄筋コンクリートを除去する必要があることから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。	
（ロ）浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下の状況	
浄化槽本体の水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。 ・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。
【切迫性の考え方】 ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下による管渠の亀裂や破損又はそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や附帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより処理機能が著しく低下し、または汚泥の流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
【措置の考え方】 著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。	

2. その他の項目

内部設備等の異常が原因で処理機能が低下し、生活環境や公衆衛生に対して過大な悪影響を定常的に与えるおそれ大きい項目として、以下の（イ）から（ホ）に掲げる事項に該当するか否かにより判定する。

（イ）浄化槽の内部設備

各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、又は破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例

- ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。
- ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は破損、浮上、脱落が生じている。

【切迫性の考え方】

- ・各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落又は欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の性能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・ろ材や接触材が著しく破損している又は充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

【措置の考え方】

- ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。
- ・隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

（ロ）平面酸化床、散水ろ床

平面酸化床又は散水ろ床に、著しい破損や傾きが発生しているか否か、それにより汚泥等が特定の場所に著しく堆積したり破損部分から短絡したりして、不適正な水流が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例

- ・著しい破損がある。
- ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。
- ・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。

【切迫性の考え方】

- ・散水樋の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・平面酸化床の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐

敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
【措置の考え方】 ・散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。 ・部品が入手不可能な場合は「補修不能」と判断する。	
(ハ) ばっ気装置（散気式・機械式）	
不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。	
調査項目例	・適正な水流が確保されていない。
【切迫性の考え方】 ・ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
【措置の考え方】 ・送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。 ・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。	
(ニ) 消毒装置	
消毒装置が破損、脱落又は欠落しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	・消毒装置が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
【切迫性の考え方】 ・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
【措置の考え方】 ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。	
(ホ) 流入管渠、放流管渠	
勾配不良や閉塞等による滞留や逆流、溢流が常態化しているか否か、放流先等からの逆流が常態化しているか否か、管渠に著しい破損又は漏水があるか否かなどを基に総合的に判断する。	
調査項目例	・定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・流入升において、逆流や溢流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損又は漏水がある。

【切迫性の考え方】 ・著しい破損又は漏水、溢流が生じている場合、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・放流先等からの逆流がある場合は、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
【措置の考え方】 ・管渠の勾配不良や管渠途中の破損や漏水等の補修にかかる費用は、相当に高額になる可能性があることに留意すること。

3. 周辺環境への影響

生活環境及び公衆衛生上重大な支障をきたす恐れがあるか否かを判定するにあたり、下記の項目を確認する。

周辺環境への影響	
調査項目例	・浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。 ・放流水の透視度が4度（4 cm）未満である。 ・条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。 ・浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

4. 参考となる情報

特定既存単独処理浄化槽の措置を判定するにあたり、参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の使用の継続による当該既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性も念頭に、以下に掲げる事項に該当するか否かを確認する。

(イ) 過去の補修等の実績	
以前に本体又は内部設備の補修を行った実績があるか否かについて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。	
調査項目例	以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある。
【切迫性の考え方】 ・以前に本体の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。 ・以前に内部設備の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
【措置の考え方】 以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があること	

に留意すること。

(ロ) 浄化槽の構造基準

旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。

調査項目例

旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和 44 年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

〔別紙 3〕特定既存単独処理浄化槽の措置の参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、将来的な悪化の可能性も念頭に総合的に評価を行い、措置の内容について、除却を行うか、補修や附帯設備の交換を行うかの判定を行うことになる。

なお、以下に列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判定していく必要がある。

(1) 除却

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみて周辺環境への影響が懸念される場合は、緊急性が高いことから除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられる。

〔別紙 1〕特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項より、「除却」の措置の判断として以下のケースを例示する。

■ ケース 1 :

「①重要項目」に 1 つでも該当 かつ 「③周辺環境への影響」に 1 つでも該当

■ ケース 2 :

「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に 1 つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に 1 つでも該当

(2) 補修や附帯設備の交換

既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めて単独処理浄化槽の使用を継続することも考えられる。この場合においても、補修や附帯設備の交換により外形的状況や性能状況が一時的に改善するものの、例えば、老朽化が進行した既存単独処理浄化槽においては、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることで破損、変形、漏水等が再発したり、附帯設備が破損、変形、脱落等が再発したりすることで、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることがありえる。

「補修や附帯施設の交換」の措置の判断としては、特定既存単独処理浄化槽に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽が対象になると考えられる。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑤ 「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」(令和2年3月5日付け環境省令第20030518号環境省環境再生・資源循環局長通知)(抜粋)

第六 浄化槽台帳

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や11条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、都道府県知事は浄化槽台帳を作成するものとしたこと(法第49条第1項)。

都道府県知事は浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し情報提供を求めることができる(法第49条第2項)。都道府県は、7条検査及び11条検査のみならず保守点検、清掃の情報についても市町村や協議会等を通じて情報収集すること。

都道府県は、整備した浄化槽台帳に基づき、11条検査の受検の指導や管理状態の悪い浄化槽に対する指導を市町村と連携して実施するとともに、特定既存単独処理浄化槽となり得る浄化槽の把握を行い、必要な措置を講じること。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑥ 「浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について」(令和2年3月5日付け環境省令第20030519号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長通知)(抜粋)

第五 浄化槽台帳

1 浄化槽台帳の記載事項

浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の指導や11条検査の受検の指導等を通じた良好な放流水質の確保が可能となることから、浄化槽台帳には以下の内容を記載すること。なお、地域の状況に応じて独自の項目を追加することは差し支えない。

① その浄化槽の存する土地の所在及び地番、設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項(法第49条第1項第1号及び規則第57条の2第1項第1号)。浄化槽を特定するための浄化槽ID(浄化槽番号)を記載した上で、5条届出において把握できる情報を記載することを想定しており、浄化槽型式名、浄化槽メーカー名、方式名、処理の対象(①単独②合併)、建築物用途、処理対象人員、BOD除去率(%)、処理水BOD(mg/L)、河川・側溝・地下浸透等の放流先等を記載する。

② 浄化槽管理者の氏名又は名称、使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項(法第49条第1項第1号及び規則第57条の2第1項第2号)。法第10条の2の使用開始等の報告、法第11条の2第1項の使用の休止の届出、法第11条の2第2項の使用の再開の届出、法第11条の3の廃止の届出において把握できる情報を記載することを想定しており、浄化槽管理者氏名、浄化槽管理者住所、浄化槽技術管理者名(処理対象人員が501人以上の浄化槽のみ)、使用開始年月日、休止年月日、再開予定年月日、再開年月日、使用廃止年月日、廃止の理由等を記載する。

- ③ 法第 7 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）。検査日、工事業者名、検査結果、7 条検査不適正の場合その原因等を記載することを想定している。
- ④ 法第 11 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）。検査日、検査結果、11 条検査不適正の場合その原因等を記載することを想定している。
- ⑤ 保守点検の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 3 号）。保守点検実施日、保守点検業者名その他、良好な放流水質の確保の観点から、点検によって得られた臭気や透視度、堆積汚泥厚、スラム厚等の水質関連情報等についても記載することを想定している。
- ⑥ 清掃の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 4 号）。清掃実施日、清掃業者名その他、良好な放流水質の確保の観点から、清掃業者が清掃に先立って行う点検によって得られた臭気や透視度、堆積汚泥厚、スラム厚等の水質関連情報等についても記載することを想定している。
- ⑦ その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 5 号）。下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報等、関係機関への情報収集から得られた使用実態に関する情報や、放流水質等の規制がなされる地域に位置するか、浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接しているかなどの周辺環境の情報等について記載することを想定している。

2 浄化槽に関する情報収集及び浄化槽台帳への反映

都道府県知事は、法第 49 条第 2 項の規定を活用して保守点検の実施状況や清掃の実施状況に関する情報の収集に努めること。市町村に対して清掃業者に関する情報の提供を求めたり、協議会において台帳作成に必要な情報の提供を求めたりするなど、実効性のある情報収集に努めること。（略）

3 浄化槽台帳の質の確保

（略）

浄化槽台帳整備にあたり、改正法施行当初は対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関から情報収集体制の整備や維持管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から 3 年を目途に整備に努めること。なお、浄化槽台帳に記載する法定検査・保守点検・清掃の実施状況については、改正法施行後に実施されたものを記載すれば足り、改正法施行前に実施されたものをさかのぼって記載する必要はない。

（略）

4・5 （略）

第六 協議会

協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定めることとされており（法第 54 条第 3 項）、都道府県及び市町村は、地域の実情に鑑み、協議会の設置要綱において目的、業務内容、構成員その他必要な事項を定めること。目的、業務内容、構成員を以下に例示するが、これに限らず柔軟に設定できるものであり、管内の関係団体と良く協議すること。

- ① 目的として、浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進等各協議会において検

討すること。

- ② 業務内容として、浄化槽管理者への支援（維持管理費用の支援等負担の軽減、一括契約の推進等）、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成（情報収集を含む。）、特定既存単独処理浄化槽に関する情報収集や除却判断、浄化槽処理促進区域の指定、その他目的を達成するために必要な事業等各協議会において検討すること。
- ③ 構成員として、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等各協議会において業務に応じた適切な構成員を検討すること。浄化槽工事業業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等が加盟する各都道府県の浄化槽関係団体の代表者とすることも可能であるとともに、都道府県又は市町村が必要と認める者として外部有識者や課題への取り組みについて知見を有する者を含めることも可能である。

行政と関係団体で構成されている既存の任意の協議会を法に基づく協議会とすることも可能であるが、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や浄化槽台帳の作成等新たに改正法で設けられた内容に照らし、協議会の目的や業務内容等について改めて各協議会において検討すること。

協議会における協議の過程では浄化槽管理者の氏名、住所等の個人情報を含む情報が扱われることから、これらの情報が外部に漏洩することのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要があること。また、協議会の目的を達成するために必要な範囲を超えて、協議会の構成員が自らの事業活動に当該情報を利用することがないよう、協議会の設置要綱において、情報の適正な取扱いについて定めることが望ましいこと。

（注） 下線は当省が付した。

資料⑦ 「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」（令和 5 年 5 月 25 日付け環境適 発第 2305255 号環境省環境再生・資源循環局長通知）（抜粋）

第2 浄化槽台帳を活用した適正な維持管理の実施に向けた指導等の徹底について

令和 2 年 4 月に施行された改正浄化槽法（令和元年法律第 40 号）において、都道府県知事に浄化槽台帳の整備が義務付けられ、都道府県知事は、浄化槽台帳により維持管理の実施状況等について正確に把握し、保守点検、清掃、法定検査の実施に向けた指導を行うものとしている。

当該指導を的確かつ円滑に行うためには、正確な情報を効果的・効率的に収集・記録可能な台帳システムの整備が重要である。このため、改正法施行当初は行政への届出情報等の対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関と連携した効果的・効率的な情報収集体制の整備や維持管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については改正法施行から 3 年を目途（令和 4 年度末）に整備を求めている。

現状、各都道府県において、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底が図られていない状況にあり、下記のとおり、整備した浄化槽台帳システム等の情報を積極的に活用して浄化槽管理者に対する維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底に向けた指導を強化すること。その際、都道府県・市町村・指定検査機関・関係事業者等による協議会等を組織することにより、関係者が一体となって取り組む体制の構築に努めること。また、浄化槽台帳のシステム化やデジタル化を積極的に推進し、よ

り精度の高いデータを一元管理することによって管理の高度化を図り、迅速かつ適切な指導の強化につなげること。

(1) 法に基づく維持管理が行われていない浄化槽の把握

都道府県知事は、協議会等を活用して関係者と十分連携しながら、浄化槽台帳により維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、法に基づく維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が行われていない浄化槽を的確に把握すること。

なお、都道府県知事は、維持管理に関する情報の収集に当たり、法第 49 条第 2 項の規定を活用して市町村に対して清掃の実施状況に関する情報の提供を求めるなど、実効性のある情報収集を積極的に実施すること。

(2) (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑧ 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（抜粋）

別表 3（浄化槽設置整備事業）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
浄化槽整備 効率化事業 費	(1) 台帳作成費 浄化槽整備効率化事業に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 49 条に定める事項を記載し、また、令和 2 年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用 15,000 千円 (2)・(3) (略)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料 （ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。）

資料⑨ 「埼玉県の浄化槽台帳整備」（令和 5 年 3 月 22 日全国浄化槽行政担当者会議資料）（抜粋）

R 2 協議会報告（台帳整備の考え方）

(1) (略)

(2) 取組の方向性

- ・ 維持管理情報を継続的に台帳に記載することにより、浄化槽の使用実態を把握でき、台帳情報の質が確保できる。
- ・ 48 万基の浄化槽維持管理情報は膨大であり、情報収集には、新たな仕組みの構

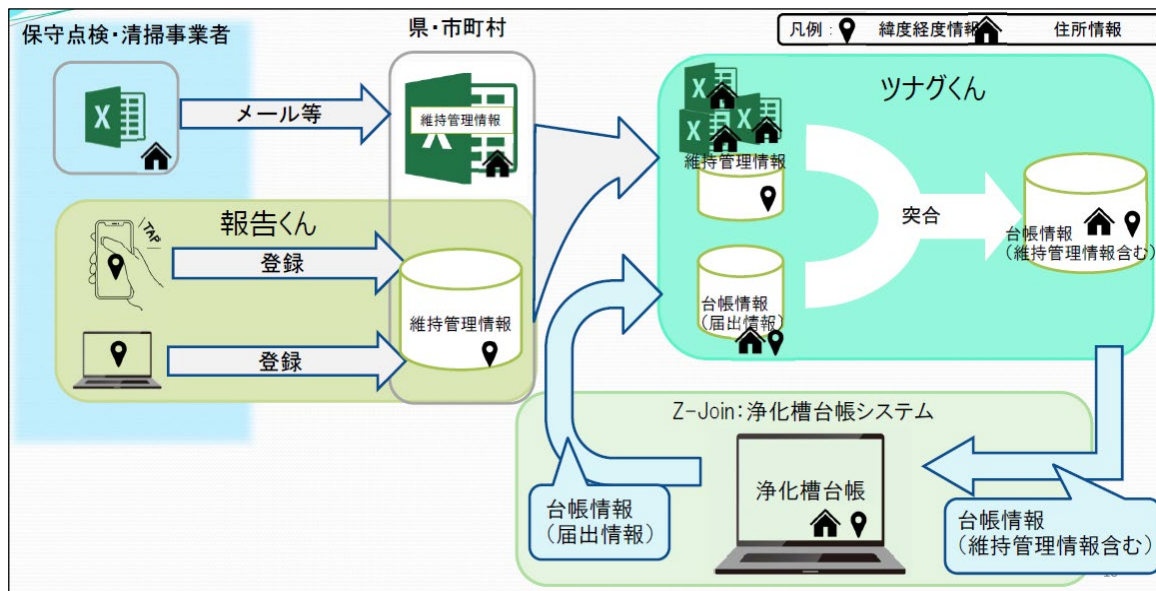
築を含む情報のデジタル化が不可欠。

- ・ 設置に関する情報は紙による設置届等であることから、県と指定検査機関が連携して、7条検査情報との紐付けによる設置・使用情報の正確な把握と台帳への記載を進める必要がある。
- ・ 県と各市町村は台帳システムの統一が望ましいが、市町村内部で他のシステムと連動している状況もあるため、当面は異なるシステムであっても円滑な情報共有が行えるような運用体制を、県が主導して整備することが必要である。

(3) 関係機関の取組の概要

- ・ 関係機関は、合併処理浄化槽への転換と浄化槽の適正な維持管理を促進するため、連携の上、浄化槽台帳を整備する。
- ・ 県・市町村・業界団体等は、あらゆる機会を捉えて各事業者には浄化槽に関する情報の電子データ化を働きかけていく。
- ・ 県、市町村のほか、すべての保守点検業者、清掃業者、指定検査機関は、浄化槽に関する情報の電子データ化を進める。
- ・ 県は、自社で電子データ化が困難な事業者に対し、電子データ化を支援する必要がある。（スマートフォン報告ツールの提供）
- ・ 電子データ化が困難な事業者は、報告ツールを使用して電子データ化に努める。
- ・ 各事業者は、当面は浄化槽の使用実態を把握するための最小限の項目を、県又は市町村に定期的に電子情報にて提供する。

浄化槽台帳への維持管理情報入力体制の整備



「報告くん」(スマートフォン報告ツール)

○モバイル(画面等)

<https://www.jokaso-ss.jp>
とURLに入力



浄化槽自動収集システム

ID: test0

Password: saitama@1

ログイン

○機能

- ・背景地図を変更可能。
(地理院地図(標準・淡色)、衛星画像)
- ・2回目以降の報告では、地図上のピンから簡易に報告。
- ・報告内容の検索機能・一覧表のcsv出力可能。
(追加情報を入力することで電子データ化が可能)
- ・住民説明用の証明書を表示。
- ・下請業者のID管理・閲覧制限



12

「ツナグくん」(自動突合ツール)

自動突合

- ・「業者名」「業者独自の浄化槽番号」が一致しているかどうか
- ・「住所」が完全一致しており、かつ一致する台帳が1基のみ場合
- ・「位置情報が5m以内」にあり、かつ、抽出される台帳が1基のみの場合

浄化槽台帳情報

「業者名」「業者独自の浄化槽番号」
「住所」「位置情報」

突合!

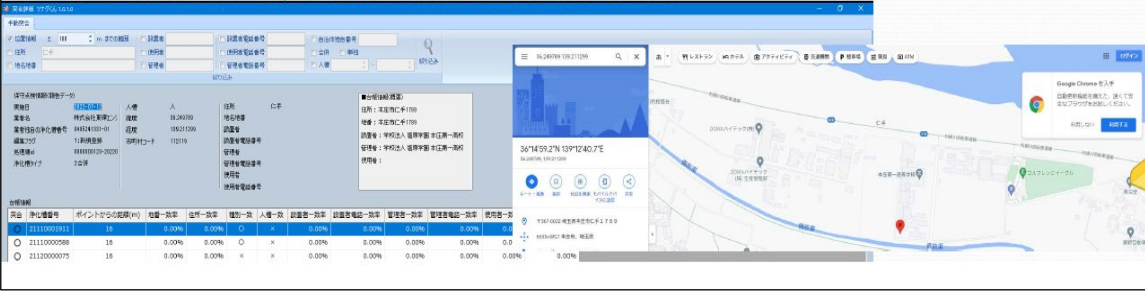
業者報告情報

「業者名」「業者独自の浄化槽番号」「住所」
「位置情報」

※ 2回目以降は、業者が変更された浄化槽以外は基本的に突合される。

手動突合

- ・自動突合でできなかった情報は、地図情報の検索等を行い手動突合します。



13

(注) 下線は当省が付した。